

一般購買条件

この一般購買条件（以下「GPC」）は、サービスの提供および/または商品および/または関連する成果物の供給のために、日本セルヴィエ株式会が受託者に発注する注文に適用されます。発注書に記載される特定購買条件（SPC）は、商品、サービスおよび/または成果物の供給の条件を具体的に定めます。特定購買条件に別途記載がない限り、発注は顧客およびその関連会社を代表して行われます。

1. 定義

関連会社：

各当事者に関して、その当事者を支配する、その当事者により直接または間接的に支配される、またはその当事者と共通の支配下にあるあらゆる法人を意味します。

「支配」とは、1 つまたは複数の仲介者を通じて、その当事者を指揮する、またはその当事者を指揮、管理、または運営させる実際の権力を意味し、当該当事者の議決権株式の 50%以上を保有すること、または契約上もしくはその他の手段によるものを含みます。

契約または注文：

当事者間の関係を規定するすべての文書を意味します。文書間に不一致が生じた場合、以下の優先順位に従って優先される文書に基づいて対処します：

(1) 関連する契約書、(2) 特定購買条件（SPC）および SPC に添付される文書（仕様書、見積書、提案書など）； および (3) この一般購買条件（GPC）。

受託者：

契約に基づき、顧客が商品の供給または製造、および/またはサービスの実施、および/または関連する成果物の供給を委託する自然人または法人を意味します。

顧客：

契約に基づき、受託者に商品の供給または製造、および/またはサービスの実施、および/または関連する成果物の供給を委託する日本セルヴィエ株式会社を意味します。

成果物：

契約に基づく商品および/またはサービスに関して提供されるすべての期待される成果物を意味し、報告書、研究、デザイン、（共同）開発、設定、プロトタイプ、プロセス、サンプル、ソフトウェア、ソースコード、データベース、図面、計画書、パンフレット、ロゴ、および関連するすべての文書が含まれますが、これらに限定されません。

納品：

(i) 特定の商品に関しては、SPC に記載された住所への実際の商品の納品を意味し、(ii) サービスに関しては、SPC に従ったサービスの完全な完了を意味し、該当す

る場合には、(iii) 特定の商品またはサービスに関連する成果物の供給を意味します。

商品：

契約に基づき受託者が供給する製品、商品、原材料、品目、材料、設備、部品、その他のアイテムを意味します。

知的財産権（IPR）：

商標、デザイン、ノウハウ、著作権、特許、その他の知的財産権を意味します。

当事者：

顧客もしくは受託者、または、顧客および受託者を意味します。

価格：

SPC に記載された商品および/またはサービスおよび/または関連する成果物の供給に対する金銭的対価を意味します。

成果：

受託者が注文の履行過程で自身の貢献または顧客のスタッフの貢献を通じて開発および/または生成した、商品、サービス、成果物、製品、発明、材料、プロセス、IT 開発、仕様書、およびあらゆる知識、情報、または成果を意味し、これらの知識、情報、または成果の性質、形式、および/または媒体に関わらず含まれます。

サービス：

契約に基づき受託者が実施するすべてのサービスを意味します。

特定購買条件（SPC）：

当事者間で合意された、この GPC を補足または修正する SPC を意味し、発注書に記載されます。

2. 適用範囲

2.1. 注文の目的： 受託者は、顧客による価格の支払いに対して、契約で合意された購買条件に従って、商品を供給および/または製造し、サービスを実施し、関連する成果物を供給することを約束します。

2.2. 受託者による自身の一般購買条件の放棄： 受託者による SPC 受領の確認、SPC の実行、または受託者による注文の履行開始は、受託者がこの GPC を明示的かつ無条件に受諾したことを意味し、受託者は事前にこれを読み理解したものとします。このため、受託者は自身の一般購買条件を明示的かつ完全に放棄し、当該一般購買条件のみが有効であると規定されていたとしても、当該条件は適用されません。

3. 支払条件等

3.1. 注文および承諾：発注は、顧客所定の発注書により書面でなされるものとする。発注書は、顧客が受託者から書面の確認を実際に受領した時点、または、受託者による発注書受領から4営業日の経過時点のいずれか早い時点で承諾されたものとする。

3.2. 価格：SPC に記載された価格は確定しており、原則として修正の対象にはなりません。例外的に、注文の内容が変更されたり、中止された場合、顧客は速やかに受託者へ通知します。価格は税抜きの正味価格です。価格には、以下の第9条に基づいて顧客に付与される知的財産権（IPR）の移転およびライセンスの価格も含まれています。

3.3. 請求書発行：請求書には発注番号を記載し、原則として電子メールにて発注書に記載された宛先送付される必要があります。請求書に誤りがある場合、または法的要件や本条の規定に準拠していない場合、請求書は受託者に返送されます。その場合、顧客の支払い義務は顧客が正しい請求書を受領されるまで停止されます。

3.4. 支払い：受託者が商品、サービスおよび/または関連する成果物を規定通りに納品した場合、顧客は発注書に記載した支払条件に基づき請求金額を支払います（ただし、請求金額に異議がある場合、または、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年6月1日法律第120号）が適用される発注についてははこの限りではありません）。支払いは受託者が書面で指定した口座への銀行振込で行われます。代金の一部の支払いがあったとしても、該当する商品、サービスおよび/または関連する成果物の適合性を顧客が受託または了解したことを意味するものではありません。

4. 注文の履行

4.1. 期限の遵守：SPC に詳細に記載された商品、サービスおよび/または成果物の納品期限は重要な契約条件であり、この条件に基づき契約は成立する。これらの期限は厳守されなければならない、顧客の事前の書面による同意なしに変更することはできません。顧客は早期納品を拒否する権利を有します。

遅延の場合のペナルティ：納品期限に対する遅延が発生した場合（不可抗力の場合を除く）、SPC に記載された遅延ペナルティを適用する権利を有します。これらのペナルティは受託者への事前通知がなくとも発生し、価格の合計金額から差し引かれます。規定されたペナルティが適用されたとしても、それが納品遅延による顧客の損失をカバーするのに足りない場合、残りの損失に関する補償は免除されません。注文の履行が顧客のみに起因する理由で中断または遅延した場合、当事者が別途合意しない限り、当初設定された期限は中断または遅延と同じ期間だけ延期されるものとします。

4.2. 品質：商品、サービスおよび関連する成果物は、適用される法律、規制および基準、および契約の仕様書と顧客の意図する使用目的に従って、完全に完成された状態で製造および納品され、適切な使用、保守、および安全な使用に必要なすべての文書を伴うものとします。これらの要件を満たさない商品、サービスおよび/または関連する成果物は、不適合とみなされ、顧客は受領を拒否できます。

4.3. 専門知識： 契約の期間中、受託者は注文の履行のために十分な規模のチームを確保し、当該チームを訓練された、資格を有する、そして有能なスタッフで構成し維持することを約束し、顧客に供給または実施される商品および/またはサービスおよび関連する成果物の品質を保証します。

4.4. 受領/拒否： 納品後合理的期間内に顧客が受領拒否の旨を書面で通知しない限り、商品、サービスおよび関連する成果物の受領書が当該期間内に発行されたものとみなされます。商品、サービスおよび成果物の明示的または黙示的な受領は、顧客がその後の請求を行う権利を放棄するものと解釈されることはありません。

顧客による受領拒否の場合、受託者は、顧客の選択に従い、顧客に費用をかけずに、問題のある商品、サービスおよび/または関連する成果物を可能な限り早急に再製作、修理または交換し、受領拒否のために顧客が負担したすべての費用を払い戻すことを約束します。これにより、注文に基づく顧客の他の権利が害されることはありません。特に、顧客が商品を受領拒否した場合、顧客は、受託者に対し、拒否通知後 8 営業日以内に顧客の施設から商品を回収するように要求することができ（ただし、その費用は顧客が負担するものとする）、これに応じない場合、顧客は当該商品を受託者に返送する権利および/または受託者の費用で保管する権利を有します。

4.5. リスクおよび所有権の移転： 商品、サービスおよび/または関連する成果物は、納品されるまで受託者の責任下にあります。所有権は、(i) 商品については納品時に、(ii) サービスまたは成果物については、それが実施された際に移転されます。顧客の明示的な書面による同意なしに、所有権留保条項を顧客に対して主張することはできません。

4.6. 保証： 法定の保証に加えて、受託者は顧客に対し、商品および/またはサービスおよび成果物が適切に機能・履行されない問題に対して保証します。契約上の保証期間は納品日から 12 ヶ月（以下「保証期間」といいます）と設定されていますが、SPC に記載された契約上の規定、およびより長い保証期間を提供する有利な法的または規制の規定があればそれらの適用は妨げられません。

保証期間中に欠陥または不適合が発生した場合、仮に受領が完了していたとしても、顧客は受託者に書面で通知するものとします。該当する場合、顧客は受託者に対し、受託者の費用および完全な責任の下で、問題のある商品を直ちに交換または修理するか、サービスおよび/または関連する成果物を直ちに再実施するか、問題のある商品、サービスおよび/または関連する成果物に関して返金するよう要求する権利を有します。商品およびサービスの不具合または不適合によって生じるすべての直接および/または間接的な費用および損害は、受託者が単独で負担します。ただし、これにより、顧客が有する他の権利または救済措置が妨げられることはありません。

5. 責任および補償

5.1. 注文の履行に起因または関連して生じる直接的な有形・無形の損害に対する各当事者の相手方に対する責任は、発生した各損害につき、当該暦年の発注金額に限定されます。

5.2. 受託者は、受託者またはその下請業者の行為、不作為、欠陥、過失または帰責により生じた損害に起因または関連して提起される第三者からのあらゆる請求から、顧客、その関連会社およびそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人および代表者を防御し、補償し、免責することに同意します。第 5.1 条に記載された制限は、

本条には適用されません。

6. 保険

- 6.1. 受託者は、注文の履行から生じるすべての損害に対する責任およびその代理人および従業員の責任を含むすべての活動をカバーする、国際的に認められた保険会社と十分な関連保険契約を締結していることを保証します。
- 6.2. 受託者は、この契約の期間中、その目的のために締結した保険契約を維持するものとします。
- 6.3. 受託者は、顧客から要求された場合、10 営業日以内に保険証書のコピーを顧客に提供することを約束します。
- 6.4. 受託者は、上記の保険契約が解除された場合、または付保対象、保証条件および免責額に関して重大な変更が行われた場合、顧客に直ちに通知し、以前の保険契約と同等以上の保証を有する新しい保険契約を締結することを約束します。
- 6.5. いかなる保険も、当事者の補償義務に関する責任上限を設定するものとして解釈されません。

7. 不可抗力

- 7.1. 本条に従うことを条件として、いずれの当事者も、天災、公敵の行為、戦争、テロ、内乱又は禁輸の発生に起因する義務の履行遅延または不履行について責任を問われないものとします。
- 7.2. 不可抗力事象の影響を受けた当事者は、不可抗力事象を認識した時点から最大 5 暦日以内に、①いかなる手段であれ遅滞なく他の当事者に通知し、その後、②受領確認付きの書留郵便で通知しなければなりません。
- 7.3. 不可抗力の影響を受ける当事者は、不可抗力事象の影響を最小限に抑えるよう最善を尽くし、不可抗力事象の終了を直ちに書留郵便で他の当事者に通知しなければなりません。
- 7.4. 不可抗力事象が、不可抗力の影響を受ける当事者が他の当事者に通知してから 1 か月以上続く場合、いずれの当事者も受領確認付きの書留郵便を送ることにより、この契約を終了させることができ、その場合、いずれの当事者も補償を請求する権利を有しないものとします。

8. 注文の不履行または不十分な履行 - 終了およびその他の対処

- 8.1. 以下の条項は各当事者が有する損害賠償請求権に影響を及ぼしません。
 - 8.1.1. 各当事者は、他の当事者の義務の履行が不十分な場合、遅延している場合または不履行である場合で、それを通知する通知書を送付してから 30 暦日以内

に問題が是正されない場合、自動的に契約を終了することができます。契約の終了は当該期間の満了時に自動的に効力を発し、被害を受けた当事者が違反した当事者にいかなる種類の補償や賠償を支払う義務を負うことはありません。

8.1.2. 顧客は、受託者が以下の第 12 条に従わない場合、受領確認付きの書留郵便を送付することにより、通知なしで契約を終了することができます。

8.1.3. 受託者の義務の履行が不十分な場合、遅延している場合または不履行である場合で、受託者が顧客からの正式な通知から 30 暦日以内に返答しない場合、未履行の契約義務を自らまたは第三者によって履行し、その目的のために発生した合理的な費用の返済を受託者に要求することができます。

8.2. 契約が満了または終了した場合であっても、契約の満了または終了後も効力を持続することを意図している条項は有効に存続します。

9. 知的財産および産業財産

9.1. 各当事者は、注文時に所有しているまたは使用許諾を受けている情報、データ、方法、プロセス、図面およびモデル、ノウハウ、商標、および/または発明（これらが知的財産権または産業財産権によって保護されているかどうかにかかわらず）の所有者または権利者であり続けるものとします。

契約の履行のために顧客の既存の知的財産権が必要な場合、顧客は受託者に対して個別的で非独占的な使用権を無償で付与することができます。この使用権は、注文の履行に必要な範囲および注文の地理的範囲に厳密に限定され、受託者はかかる知的財産権を他の目的で複製、再生または使用することはできません。

ただし、第 9.2 条および第 9.3 条が適用される場合はこの限りではありません。

9.2. 受託者の既存の知的財産権が成果物の使用、運用および/または維持に必要な場合、受託者は顧客およびその関連会社に対して、該当する知的財産権の有効期間中、非独占的、取消不能、世界的なライセンスを付与し、顧客の下請業者が同じ目的で顧客のニーズに応じて該当する知的財産権を使用することを認めます。

顧客は、成果物の使用、運用および/または維持以外の目的で該当する知的財産権を使用しないことを約束します。

9.3. 当事者は、注文の履行により生じた成果物に関連するすべての知的財産権を顧客が独占的かつ最終的かつ完全に所有することに同意します。そのため、受託者は、契約が完了するごとに、当該知的財産権の有効期間全体にわたり、全世界的かつあらゆる目的で実行できるあらゆる言語の知的財産権を顧客に譲渡します。当該譲渡は、当該知的財産を任意の登録機関/当局に出願する権利（または該当する場合はライセンスを移転する権利）を含むものとします。受託者は、該当する譲渡に完全な効力を与えるために必要なすべての措置を講じ、顧客にすべての情報、資材、または文書を提供することを約束します。

該当する権利の全部または一部が著作権によって保護される場合、受託者は、顧客に対して譲渡可能な経済的著作権、特に表示権、複製権、翻訳権、変更権、適応権、使用権、運用権および配布権を、直接または間接的に、任意の媒体、任意の形式および任意の方法で、著作権保護の法定期間および全世界にわたり譲渡します。受託者が、譲渡された知的財産権を自己の利益のために利用したり、第三者に譲渡したりすることは禁じられます。

9.4. この一般購買条件（GPC）に記載されている権利の譲渡およびライセンスの対価は価格に明示的に含まれており、当該譲渡およびライセンスは価格の支払いに

対して行われるものとします。

9.5. 受託者は、(i)契約の履行に必要な知的財産権の所有権または使用权を有していること、および(ii)譲渡または付与された権利が第三者の権利を侵害していないことを表明し保証します。譲渡または付与された知的財産権に第三者の権利が含まれている場合、受託者は顧客が本条の条件に基づき成果物を平穩に利用するために必要な権利または許可を取得する責任を負います。譲渡または付与された知的財産権に関して第三者が顧客またはその関連会社に対して法的措置を講じた場合、顧客は第三者からの要求をできるだけ早く受託者に通知するものとし、受託者は顧客が防御のために負担したすべての費用および賠償金の費用を負担するものとします（別途、顧客が受託者に対して損害賠償を請求することは妨げられません）。さらに、受託者は、自らの費用で(i)問題となった成果物を顧客および/またはその関連会社が引き続き使用するための許可を取得するか、(ii)問題となった要素をできるだけ早く同等以上の品質の要素に置き換え、その置き換えが成果物の機能や性能に影響を与えないようにするか、または(iii)顧客に対して該当する成果物に関して受け取った金額を返済するかのいずれかを行わなければなりません。

9.6. 受託者は、顧客または Servier グループの商標、ロゴ、ドメイン名、ブランド名、商号を商業的表示として、ならびにいかなる性質の文書、出版物、コミュニケーション、およびいかなる媒体においても、使用しないことを約束します。ただし、顧客またはその関連会社の事前の書面による許可を得た場合はこの限りではありません。

10. 機密保持

10.1. 契約期間中および契約の満了または終了後5年間、各当事者は、他の当事者によって伝達された情報、特に文書、データ、ノウハウ、および/または注文の履行中に認識する可能性のある経済的、技術的、商業的または財務的情報のうち、繊細または戦略的内容であるもの、または、機密情報として扱うべきことを当事者が申告したものは、厳密に機密として保持し、開示しないことを約束します。特に、成果物は機密情報とみなされます。

10.2. 各当事者は、他の当事者の機密情報を契約の目的のためだけに使用することを約束します。各当事者は、機密情報を自分のスタッフのメンバーにのみ伝達すること、および、受託者に関しては、顧客の書面の承認を得た下請業者にのみ伝達すること、顧客に関しては、注文の適切な履行のためにアクセスする必要がある関連会社、コンサルタントまたは下請業者にのみ伝達することを約束します。ただし、彼らがこの一般購買条件（GPC）に記載されているものと同様以上の厳格な機密保持義務を負っている場合に限り、

11. データ保護

各当事者は、これらの一般購買条件に添付された Appendix「データ保護」に従うことを約束します。

12. コンプライアンス

受託者は、この一般購買条件に添付された Appendix「コンプライアンス」に従うことを約束し、そこに記載されている汚職防止、利益相反、透明性および内部告発に関する義務が顧客にとって重要であることを理解しています。

13. スタッフ管理

受託者は、適用される法的規定（健康および安全基準、未申告労働、差別禁止および職業平等に関する規定など）に従って、行政、会計、税務および労務などの点に関してスタッフを管理するものとします。受託者は、注文を実行するために割り当てた従業員に対する管理、指揮および監督の権限を単独で行使し、保持するものとします。

14. 監査 - 検査

5 暦日前の通知がある場合、受託者は、顧客および/または任意の監督当局が注文の履行を監査することを許可します。ただし、監査は営業時間内に行われ、顧客に追加費用がかからないことを条件とします。受託者は、監査要求を受け取った後、顧客および/または監督当局に必要なすべての文書およびデータを提供することを約束します。受託者は、自らの費用で顧客の監査を支援するために最善を尽くします。受託者は、監査により不適合や欠陥が明らかになった場合、遅滞なくそれを是正することを約束します。受託者は、規制当局による検査または監査の対象となった場合、顧客に迅速に通知し、監査報告書のコピーを顧客に送付することを約束します。

15. 企業の社会的責任（CSR）

受託者は、これらの一般購買条件に添付された Appendix「企業の社会的責任」に従うことを約束します。

16. 雑則

16.1. 下請けおよび譲渡: 受託者は、顧客の事前の書面による同意なしに、契約に基づくすべてまたは一部の義務を譲渡または移転（管理リースの文脈を含む）できません。前述にかかわらず、受託者は、同じ国に所在する関連会社に対して、顧客に事前に書面で通知した場合に限り、すべてまたは一部の義務を下請けする権利を有します。その他の下請けは、書面による顧客の事前同意が必要です。下請けが許容された場合であっても、受託者は契約の完全かつ完璧な履行、特に機密保持および知的財産条項の遵守に関して、個別に責任を負うものとします。

16.2. 非独占性および経済的独立: 受託者は、経済的依存のリスクを防ぐために顧客基盤を多様化することを約束し、顧客基盤を拡大する能力があることを認めます。受託者は、Servier グループのすべての会社から発注された注文が受託者の子会社ごとおよび/または連結ベースで年間売上高の 22 パーセントを超える場合、顧客に通知するものとします。

16.3. 解除: いずれの当事者も以下の場合には、この契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

(a) 破産、特別清算、民事再生、又は会社更生手続の開始申立てが相手方当事者に対してなされた場合、または

(b) 相手方当事者が支払不能となり、もしくは、理由を問わず営業を停止した場合、または、債権者のために委付を行ない、清算し又は管理人の選任を受けた場合かかる解除は、いずれの当事者についても他方当事者に対する債務不履行による損害賠償の請求を妨げないものとする。

16.4. 準拠法および管轄: 本契約に起因する紛争が発生した場合、当事者は会合し、裁判外で紛争を解決するよう努めるものとします。ただし、当事者は必要と判断した場合いつでも緊急または保全手続を開始する自由を有するものとします。当事者間のあらゆる性質の紛争は、日本法に従って解決されるものとします。

この契約に起因する紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とする。

16.5. 当事者同士の関係: 各当事者は独立しており、この契約のいかなる内容も当事者またはそのスタッフ間のパートナーシップ関係、代理関係、従属関係を意味するものではありません。

16.6. 権利の放棄: いずれかの当事者が本契約に基づく権利を行使しない場合であっても、それは将来にわたるその権利の放棄と解釈されません。

16.7. 電子署名: 受託者は、顧客が認定された安全な電子署名システムを導入していることを通知されており、受託者が電子署名ツールを使用して契約に署名する必要がある場合があります。したがって、受託者は、前述のシステムを使用して署名される文書を原本として認識し、それらが紙に署名された文書と同じ証拠価値を持つことを受け入れます。

Appendix 1 – データ保護

各当事者は、独立したデータ管理者として、契約関係の管理を唯一の目的として相手方当事者の個人データを収集および処理します。各当事者による個人データ処理の根拠は、契約の適切な履行というそれぞれの正当な利益です。

情報本人（個人データの対象となる者）は、自分の個人データにアクセスし、修正し、削除し、制限し、異議を申し立てる権利を有します。これらの権利は、protectiondesdonnees@servier.com に電子メールを送信することによって行使することができます。また、相手方当事者から受領した要求に従わない場合、当該当事者は適切な関連当局に苦情を申し立てることもできます。

各当事者は、この契約に定められた処理目的を達成するために必要な期間、個人データを保持し、その後は適用される法的要件の期間のみ保持することを約束します。

各当事者は、受け取った個人データを自分のスタッフや代理人、ならびにその関連会社のうち、その個人データを処理する権限を有する者にのみ伝達することを約束しま

す。当事者は、必要に応じて、サブプロセッサーにその個人データを伝達することもできます。

当事者は、処理する個人データを保護するために適切な技術的および組織的な措置を実施することを約束します。

Appendix 2 – コンプライアンス

汚職との闘い

この書面においては、以下の用語はそれぞれ次の意味を持ちます。

「**汚職防止法**」とは、汚職、影響力の行使、マネーロンダリング、詐欺または類似の行為の防止および禁止に関連するすべての法律、規則、規制およびその他の法的拘束力のある措置を意味し、たとえばフランス刑法および透明性、汚職防止および経済生活の近代化に関する法律（Sapin II 法）、ならびに（適用される場合には）外国腐敗行為防止法（FCPA）および英国反贈収賄法（UKBA）、および契約に適用されるその他の法律を意味します。

「**利益**」とは、金銭的その他の利益、支払い、贈答品、価値のあるものの譲渡またはその約束を意味します。

「**公務員**」とは、下記のいずれかに該当する者を指します。

- (a) 下記の役員、従業員、取締役、管理職、コンサルタント、代理人、代表者（ただし、当該役割に任命されたか選出されたかを問わない）
 - 政府（中央政府、連邦政府、州政府または地方政府など）、省庁、公的機関、公的部門
 - 公的国際組織、または
 - 国有または国が管理する団体、機関、病院または企業、または合併事業/パートナーシップ（その企業のパートナーまたは株主を含む）
- (b) 下記のために、または、下記を代理して行動する者
 - (i) 政府、省庁、公的機関、公的部門、地域社会、司法、またはこれらの一部
 - (ii) 公的国際組織、または
 - (iii) 政党または政党の役員または候補者
- (c) 公立病院または公的機関に勤務し、医薬品を処方、推奨、管理または供給する資格のある者

「**代表者**」とは、受託者およびその株主、役員、取締役、従業員、子会社および代理人、およびその代理として行動するあらゆる下請業者、受託者またはその他の者を指します。

本書面に規定された義務は、顧客にとって非常に重要なものです。

受託者は、この契約の履行またはこの契約に関連して生じるいかなる事項に関しても、適用される汚職防止法を遵守することを表明し、保証し、誓約します。受託者は、

特に、(a) 公的または私的なあらゆる自然人または法人（政府関係者を含むがこれに限定されない）に対して適用される汚職防止法に違反する行為を行うまたは行わないために、直接的または間接的かを問わず、いかなる利益も提供または提供しないこと、および、(b) 直接的または間接的かを問わず、適用される汚職防止法に違反する行為を行うまたは行わないことを目的として、いかなる利益も要求または依頼しないことを表明し、保証し、誓約します。

受託者は、顧客の行動規範を理解していることを表明し、それを遵守することを約束します。

受託者は、(i) 本書面の違反および (ii) 汚職防止法の違反に関連するいかなる請求、調査または法的手続きについて、顧客に直ちに通知することに同意します。

受託者がこの書面に違反した場合、顧客はこの契約および受託者とのその他のビジネス関係を直ちに一時停止するおよび/または終了する権利を有するものとします。ただし、当該権利の行使により、この契約の他の箇所に記載されている明示的な救済措置やその他の権利および裁判上の救済措置が損なわれることはありません。顧客は、そのような一時停止や終了から生じるいかなる損失または損害についても受託者に補償する責任を負いません。

受託者は、受託者ならびに受託者の名で、または、受託者を代理して行動する者による本書面または汚職防止法の違反から直接または間接的に生じるすべての請求、要求、罰則、費用および経費について、顧客を補償し、免責することに同意します。

利益相反

受託者は、この契約日時点で、顧客またはその子会社またはその製品との直接または間接の利益相反がないことを顧客に対して表明し保証し、この契約の履行中に潜在的な利益相反が発生した場合はそれを申告することを約束します。

反社会的勢力の排除

顧客および受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ この契約に基づく債務の履行が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

顧客または受託者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。

ア 前項①または②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合

前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行いません。

透明性

透明性開示に関して適用される法律、規制およびコードに準拠するため、顧客はこの契約の存在および内容を公に開示する必要がある場合があります。

該当する場合、受託者はこの契約に基づき提供された利益（該当する書面で定義される）に関して、現地の法律、規制およびコードに準拠して対処します。

内部告発システム

顧客は内部告発システムを設置しています。この内部告発システムは、この契約に関連するコンプライアンスまたは行動規範の違反を報告したい第三者もアクセスできます。報告は次のアドレスに送信する必要があります：<https://servier.whispli.com/ethicsline>。

Appendix 3 – 企業の社会的責任（CSR）

契約の条項は、人権、健康、安全、および環境を尊重する持続可能な開発アプローチの採用と普及のための効果的な手段であり、両当事者はこれらの目的に賛同しています。両当事者は、下記 URL に掲載されている Servier グループの CSR に専用ウェブページに記載の原則に同意することを表明します：<https://servier.com/en/our-commitments/>